



2. 身近な暮らしの場に緑や水とふれあう空間を創り出す

(1) 身近な公園・緑地の整備充実

①市民の要望にきめ細かく応える公園づくり

- ・少子化・高齢化の進行、価値観や生活様式の変化など、多様化する公園への市民の要望に対し、きめ細かに応える身近な公園づくりを推進します。
- ・公園の新設や既存公園等の再整備にあたっては、高齢者や障害者に配慮した施設の整備・充実に努めます。
- ・公園内の施設についても、従来からのブランコ、すべり台等の遊具だけでなく、遊び方を限定しない空間の整備・充実に力点を置き、子どもたちが創意・工夫してのびのびと遊ぶことができる公園づくりに取り組みます。

②身近な防災施設としての公園の充実

- ・身近な小公園までもが有効に機能した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、延焼防止や輻射熱の遮断に有効な樹木による緑化や防災倉庫の設置など、一時避難場所及び地区における自主的な防災活動、救護活動、復旧活動の拠点として、その機能の充実強化に努めます。

③自然の豊かさを感じられる緑地の整備

- ・本市の特性である恵まれた自然環境を次代に引き継ぐため、必要に応じ、緑地が鳥や昆虫などの自然とのふれあいを通じた環境学習の場となるよう整備を進めます。
- ・整備にあたっては、現況地形や植生等を活かしながら、小動物の持続的な生息が可能となるビオトープの形成など、自然度の高い緑地となるよう十分配慮することとします。

④市民参加による公園づくり

- ・公園の整備にあたっては構想・計画段階から市民の意向などを反映させるとともに、維持管理への市民の主体的な参加を促し、「自分たちの公園」への愛着の醸成を図ります。
- ・公園の維持・管理について、行政と市民のそれぞれが果たす役割を明確にし、市民の主体的な参加による維持・管理を促します。特に身近な公園については地域の共有の財産と位置づけ、「公園愛護会」などの地域住民による維持・管理を基本とし、行政は活動団体の設立、維持・管理に関わる支援を図ることとします。



(2) 都市の魅力や機能を高める拠点的な公園・緑地の整備

①個性と特色ある大規模な公園の整備

- ・迫間自然観察公園や織姫公園など、本市の優れた自然環境、歴史文化、景観・眺望などを活かしながら、特色のある大規模な公園の維持・充実を推進します。
- ・本市の文化、スポーツ・レクリエーション活動の拠点となり、防災や景観形成などの多様な機能を持つ都市基幹公園として、運動公園の整備を図ります。

②市街地の魅力を高める緑地の整備

- ・市街地は周辺と比較して緑が少ない状況にあるため、商業地や文化施設等の集積地などの拠点的な地区においては、花や緑による街並みの修景、ベンチ等を備え休息のできるポケットパークや歩行者専用道路の整備などを推進し、多くの人が集うまち、美しさや活力・ゆとりが感じられるまち、歴史文化の香り漂うまちの実現を図ります。

③都市防災機能の充実・強化

- ・本市の拠点となる大規模な公園については、震災や都市火災等における広域避難場所や災害救助・救援活動の拠点としての機能が発揮できるよう、必要な施設・機能の整備を図ります。
- ・主要な幹線道路については、震災時の延焼遮断帯、避難路として機能するよう、積極的な街路樹整備を推進します。

(3) 水と緑のネットワークの形成

①都市計画道路を中心とした花と緑の軸の形成

- ・既決定の都市計画道路については、計画幅員の範囲で可能な限りの緑化に努めるとともに、新たに計画する道路については、植樹帯の設置等を積極的に位置づけるなど、道路空間の緑化を推進します。

②水辺の散策路・親水緑道の整備

- ・河川については、周辺の緑の保全・活用や緑化、親水護岸の配置などにより、水や緑を感じながら回遊できる散策路の整備を推進します。

③道路・河川を活かしたネットワーク化の推進

- ・主要な道路の緑化、緑道及び水辺の散策路の整備など、道路や河川を積極的に活用し、拠点的な緑地を有機的に結びつける水と緑のネットワークの形成を図ります。